



## 雇用調整助成金を振り返って



「新型コロナウイルス」が経済に及ぼす影響は甚大なものがあります。

雇調金を振り返って感じたことは、**タイムカードや出勤簿**の大切さです。

少しく皆様のそれと見比べていただけたら嬉しいです。

- ① ばんめ まず歴日数を調べます。  
給与の×日が20日で9月分8/21～9/20の給与計算だったら歴日数=31日となります。
- ② ばんめ 公休の日（会社がきめた休日）に印を押すなど公休を記入します。
- ③ ばんめ 欠勤した日は有給なのか欠勤か、もしくは休業なのかそれぞれ記します。
- ④ ばんめ この時 有休日+欠勤日+休業日+公休日を合計すると歴日数31日に合致することも大切な確認となります。
- ⑤ ばんめ 遅刻・早退・中抜けなど、会社の規則に従って控除する等出てきますね。
- ⑥ ばんめ もちろん時給者は、労働時間も数えてね。

一つ一つ手順よく進めて集計していきましょう。

何と言いましてもタイムカード、出勤簿の集計は大事な給与計算の基礎になるもので、大変重要な労務の仕事となります。

従業員さんにとって大切な生活の糧となるもので慎重に、慎重に手続きしていただきたいと思います。

## 令和2年度 労働保険料の申告・納付

新型コロナウイルスの影響を踏まえ、労働保険料等の申告期限・納付期限（年度更新期間）が**令和2年8月31日まで延長**されました。また口座振替の納付期限は下記の通りとなります。

《令和2年度労働保険料等の口座振替納付日》

全期・第1期	第2期	第3期
(変更後) 令和2年10月13日 (変更前) 令和2年9月7日	令和2年11月16日	令和3年2月15日

## 令和2年度 静岡県最低賃金は改正しない見込み

最低賃金は、企業が従業員に支払わなければならない最低限の賃金の新基準で、毎年10月1日を目途に適用されます。

国は新型コロナウイルスの感染拡大を受け引上げの目安の提示を断念しました。

これに伴い都道府県の判断となり、都道府県の9割が1～3円の引上げとなりました。

静岡県は、東京、京都につづき据え置き、**885円**となる模様です。

「経済情勢は厳しい」し、雇用の維持や事業の継続性を重視する経営者らに配慮する結果になりました。

据え置きが決定されると、静岡県の最低賃金が改正されないのは、平成15年以来17年ぶりとなります。

# 社会保険料の変更をお願いします



毎年4、5、6月の給与を届け出る算定基礎届により9月分以降の保険料が決定し、10月支払いの給与から社会保険料が変更します。  
9月分の保険料は通常10月支払いの給与から引きまますので変更を忘れず行いましょう。

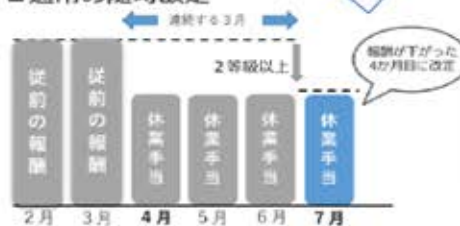
## コロナによる月額変更届の特例があります

新型コロナウイルスの影響で休業（※1）を行い、令和2年の4月～7月の間に支給した給与が著しく急減した月がある場合、通常の月額変更では4カ月後に保険料に反映するところ、特例により2等級以上急減した月の翌月分の保険料から下げることができます。

例えば4月から休業手当が支払われた場合  
通常であれば4か月目の7月に改定となります。

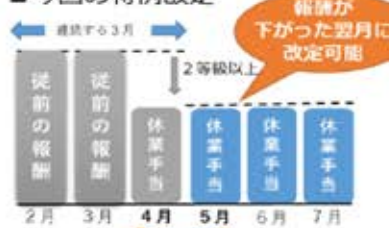
今回の特例を利用した場合  
5月から改定が可能となります。

### ■通常の随時改定



特例

### ■今回の特例改定



- 急減した1か月分の給与総額が、現在の標準報酬月額より2等級以上下がるのが要件
- 対象となる保険料は4～7月の間の急減月の翌月から8月分まで。9月分からは算定基礎届により決定した等級に変わります。ただし6月又は7月の給与急減により7月又は8月分の保険料が特例改定となる方は、算定基礎届により等級決定がされないため、休業回復後（※2）の連続した3か月間の給与の平均が2等級以上上がった場合には、固定的賃金（基本給や日給など）の変更がなくとも、月額変更届の提出が必要です。
- 特例改定には従業員本人の書面による同意が必要です。
- 令和3年1月末日までに届け出をすれば遡って改定となります。

国の細やかな  
心遣いにとても  
嬉しく思います♡



（※1）休業とは労働意思・能力のある従業員を所定の労働日に休ませることです。

（※2）休業回復とは給与の支払の基礎となる日数が17日以上あることをいいます。

## 厚生年金保険の標準報酬月額の上限改定

9月1日より、厚生年金保険の現在の標準報酬月額の最高等級（62万円）の上に、新たな等級（65万円）が追加され、上限が引き上げられます。  
保険料は折半額で59,475円（2,745円UP）となります。

※健康保険の標準報酬月額の最高等級（139万円）については変更ありません。

※特別な手続きは必要ありません。

〈改定前〉

月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第31級	620,000円	605,000円以上

〈改定後〉

第31級	620,000円	605,000円以上 635,000円未満
第32級	650,000円	635,000円以上

